

南鳥島を活用した海洋関連技術開発の実施基本計画における  
現地環境の保全との調和を図る配慮について（修正案）

「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」（平成22年7月13日閣議決定）（以下「低潮線保全基本計画」という。）において、「開発・利用に当たって海洋環境の保全との調和が図られるよう十分配慮して進めなければならない」とされているため、南鳥島における海洋関連技術開発の推進に当たっては、現地環境との調和を図る一定の配慮がなされる必要がある。

海洋環境への配慮に関して国際的には、1992年の国連環境開発会議（通称：リオサミット）で採択された、地球環境保全のための行動計画「アジェンダ21」の中で、「生物資源の利用及び保存にとって生息環境の保全が重要であることから、自然環境保全基礎調査等、藻場、砂浜、干潟、珊瑚礁等の現状把握及び保護のための技術開発等調査研究を実施していくとともに、必要な場合は保護、育成及び造成のための措置を講じることとする。」とされた（日本政府版第17章D）。国内においては、環境基本法（1993年）、環境影響評価法（1997年）等において持続可能な開発の理念や手法の制度化がなされたほか、自然再生推進法（2002年）において「自然の不確実性を踏まえた順応的な管理手法の適用」についても基本理念として明記された。

国土交通省港湾局では、2005年3月の交通政策審議会港湾分科会環境部会において、今後の港湾環境施策について「港湾行政のグリーン化」が取りまとめられた。この中で、「順応的管理手法の標準化」が位置づけられ、『干潟・海浜・藻場等の自然環境の保全・再生・創出を図る事業においては、自然環境の不確実性や合意形成の重要性を考慮し、事業完了後の供用段階においてもモニタリングを継続的に実施し、その結果をフィードバックさせる順応的管理が必要不可欠である。』とされた。これを受け、国土交通省港湾局により下記文献が取りまとめられた。

- 環境配慮の標準化のための実践ハンドブック 順応的管理による海辺の自然再生  
（平成19年3月 国土交通省港湾局監修 海の自然再生ワーキンググループ著）

上記文献は、干潟・藻場等の造成等の自然再生事業を行う際の「順応的管理」の考え方やその手法を示したものであり、自然再生事業を行う場合の目的設定とモニタリング、評価からなる順応的管理の位置づけに着目し、システムとして堅牢かつ柔軟な順応的管理手法を整理・提案している。技術開発実施予定者は、下記フロー図等を参考に必要に応じて専門家の意見を踏まえ、「現地環境の保全との調和を図る配慮」の具体的な検討を進めることができる。

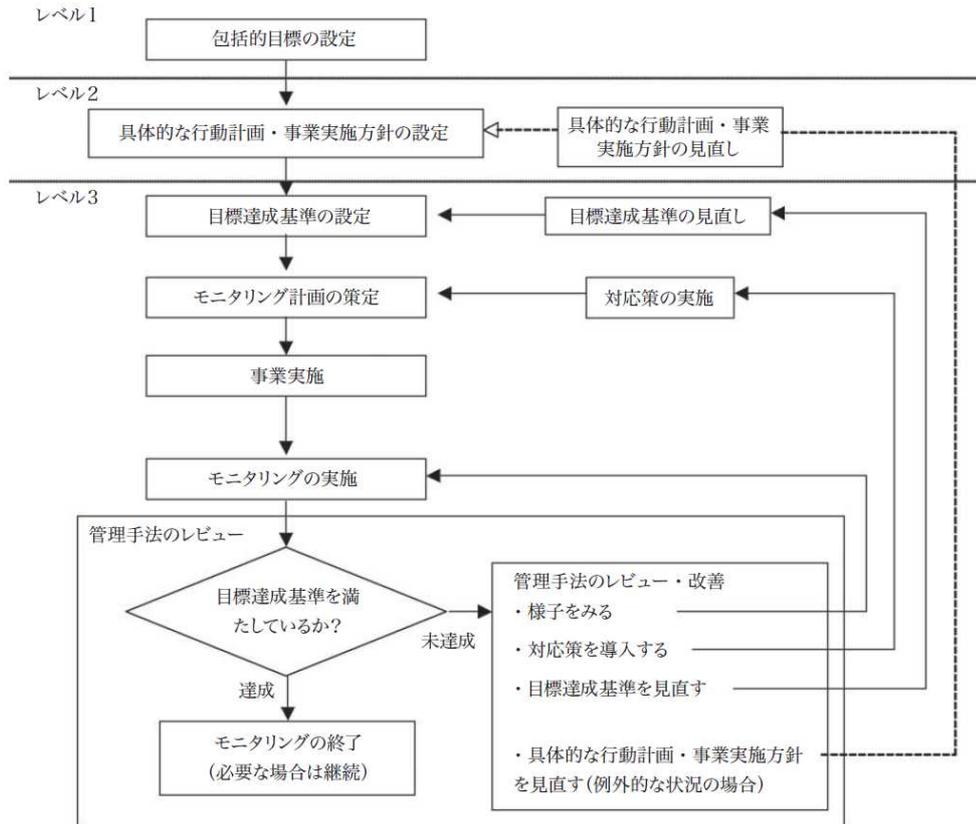


図 1.1 目標達成基準による管理のフロー

以上